

盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の基本方針に係るパブリックコメント実施結果

- | | | | | | | | | | | |
|------------------|-------|---|--------------|----|----------------|----|----------------|----|------------------|-----|
| 1 | 募集期間 | 令和5年2月10日（金）から令和5年3月6日（月）まで | | | | | | | | |
| 2 | 募集方法 | 市公式ホームページ応募フォーム、郵送、FAX、持参 | | | | | | | | |
| 3 | 受付意見数 | 26件（11人+1団体） | | | | | | | | |
| 4 | 反映区分 | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">A：要綱等に盛り込むもの</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td>B：要綱等に盛り込み済のもの</td> <td style="text-align: right;">3件</td> </tr> <tr> <td>C：要綱等に盛り込まないもの</td> <td style="text-align: right;">4件</td> </tr> <tr> <td>D：その他、要望・意見・感想など</td> <td style="text-align: right;">18件</td> </tr> </table> | A：要綱等に盛り込むもの | 1件 | B：要綱等に盛り込み済のもの | 3件 | C：要綱等に盛り込まないもの | 4件 | D：その他、要望・意見・感想など | 18件 |
| A：要綱等に盛り込むもの | 1件 | | | | | | | | | |
| B：要綱等に盛り込み済のもの | 3件 | | | | | | | | | |
| C：要綱等に盛り込まないもの | 4件 | | | | | | | | | |
| D：その他、要望・意見・感想など | 18件 | | | | | | | | | |

○区分A～B

No.	意見・提言等の要旨	市の考え方	区分
1	「互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面・生活面または精神面で互いに責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した2人の関係」をパートナーシップの定義としているが、「経済面・生活面で互いに責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束」しているか「精神面で互いに責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束」しているかのいずれかであれば良い（精神的な協力体制さえあれば経済面・生活面で互いに全く責任を負わず関与しなくても構わない）ということか。	「～経済面・生活面または精神面～」の意味については、2人が生涯にわたり生活を成り立たせるため継続して対等に協力し合うことを求めたものであり、具体的な条件や事例を列挙したものではありませんが、表記を「経済面、生活面、精神面など」に修正いたします。	A
2	本制度が社会的に理解され、具体的に利用可能なサービスや要件がわかるようにガイドブックなどを作成してほしい。	利用者向けガイドブックを作成する予定です。	B
3	外国籍、無戸籍、無国籍の人でも使えるようにしてほしい。	本制度は、その趣旨において、独身であるかなど最低限の確認ができる方であれば国籍にかかわらず利用できます。	B
4	本制度の情報については、積極的に公開する旨要綱に盛り込むとともに、市ホームページ等であらかじめ公開してほしい。また、導入後は利用者数を戸籍等公的書類上の性別ごとに分類して公表し、全利用者が戸籍上の同性カップルであるかのような報道を防ぎ、男女事実婚カップルも制度を使いやすい環境を整えることが必要。	本制度の利用者数については、定期的に市公式ホームページで公表する予定としております。戸籍上の性別の公表については、利用者のプライバシーに影響が生じる可能性もございますので、予定しておりません。	B

○区分C

5	<p>養子縁組など子供を持つ支援もあるとよいのではないか。子育て家庭が極端に増えることはないと思うが、法律的な支援により動き出せるカップルも少なくないと思う。</p>	<p>養子縁組の支援に関する事業等を本制度において行うことは、現時点で予定しておりませんが、子育て支援等の議論に参考意見として活かしてまいります。</p>	C
6	<p>婚姻制度を利用できない人やセクシャルマイノリティの生きづらさを軽減するための制度であるならば、対象を「2人」に限定することは、複数人が合意の上で性愛関係を築くポリアモリーへの差別、蔑視になると考えられるので、その規定は削除し、複数人とパートナーシップを結べるようにすべきである。</p>	<p>本制度は、現行法下で婚姻関係を結ぶことができず、実際はパートナーとして2人で生活を送りたい、送っている、また精神的に緊密な関係である他人同士が、内面的、対外的な支えとしてそのことを認めてほしいといった要望や、社会情勢の変化を受けて実施を予定するものであり、複数人でのパートナーシップや近親者同士での婚姻を差別するものではありません。</p>	C
7	<p>婚姻制度を利用できない人やセクシャルマイノリティの生きづらさを軽減するための制度であるならば、近親婚禁止規定のせいで婚姻が可能なイトコ同士で婚姻している方々も差別や偏見を受けている現実があるため、パートナーの対象として近親者を排除すべきでない。</p>		C
8	<p>ファミリーシップの規定について、虐待の有無も確認せずに市が関係性を証明するのは、かえって当事者を苦しめ傷つけることになりかねない。また、「舅」「姑」まで1枚の文書にまとめてしまうのは、多様性尊重と逆行する家父長制強化に繋がりがねない。パートナー関係の証明により、親と子の関係性もある程度証明できるため、それで十分と考える。パートナーの子を自分の子として真摯に養育したいなら養子縁組を目指すべきであり、自治体としてカップルの子育てを支援するのであれば、法的な効力がないファミリーシップではなく養子縁組の支援などを行うべきではないか。ファミリーシップ制度は、法的な効力もないのに実親のパートナーにも親権があるかのように誤認させかねず、問題の大きいものとする。</p>	<p>本制度でファミリーシップを規定し、パートナーシップ申請者の子や親も対象としたのは、家族内で親の面倒をみたり、養育したりするケースがあり、その際に法的には家族でない方にとっての不便の解消につなげることを目的とするものです。御指摘のように、家族関係において実親ではないパートナーにも法的な権利が生じるような誤解を招くことのないよう、周知内容の検討を進めてまいります。</p> <p>なお、養子縁組の支援に関する事業等を本制度において行うことは現時点で予定しておりません。</p>	C

○区分D

9	<p>導入に感謝する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度を利用している者が、同様の制度がない自治体へ転出した場合効力はなくなるのか。 ・岩手県内であれば認められるといったケースはあるのか。 <p>県内に制度導入が広がってほしい。たくさんの方々が幸せになってほしい。</p>	<p>本制度は本市独自の規定によるものであり、転出先で同様の制度がない場合は使うことができません。</p> <p>転出先に同様の制度がある場合は、改めての手続きが基本となりますが、手続きの簡素化やサービスの広がり等については、今後自治体間で協議を進めてまいります。</p>	D
10	<p>導入に感謝する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いずれは地元（市外）に戻ると思うが、その際は効力がなくなってしまうのか？ ・岩手県全域で同様の制度を導入するよう働きかけることはできるか。 <p>当事者にとって、あって良かったと思える制度となるよう祈る。</p>	<p>本制度は本市独自の規定によるものであり、転出先で同様の制度がない場合は使うことができません。</p> <p>県域での制度の導入等については、今後、岩手県と意見交換をしてまいります。</p>	D
11	<p>同性愛については、国会においても生産性がないなど否定的な意見があるが、本制度の導入を、セクシャルマイノリティについて多くの方に知っていただく機会にしてほしい。市には是非とも積極的に取り組んでいただきたい。</p>	<p>今後の広報活動に活かしてまいります。</p>	D
12	<p>パートナーシップ導入に賛成。</p> <p>本制度の内容に意味がなければ利用もないと思うが、市が制度に積極的で、同性愛だけではなく事実婚も含めることで、そうした方々にとっても住みやすい制度になれば、市の人口増加にもつながると思う。</p>	<p>本制度をより有用なものとするため、今後民間事業者等への働きかけを行ってまいります。</p>	D
13	<p>日本国憲法第13条に「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」とあり、これは同法第24条の上に立つ条文だと思う。そうでなければ、時代の流れによる社会情勢や国民の考え方の変化に対応できない国になって行くと思う。結婚し幸せになりたい人たちがいるなら、立法機関と行政はそれに答えるべきだと思う。</p>	<p>本制度が、多くの方々の幸せにつながるよう、進めてまいります。</p>	D

14	<p>パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入を心から歓迎する。基本方針案に示されている配慮が確実に実現されるようにしてほしい。</p>	<p>本制度をより有用なものとするため、今後民間事業者等への働きかけを行ってまいります。</p>	D
15	<p>制度導入に賛同する。 これまでマイノリティであるが故に経験してきた苦痛や障壁を並べればきりが無いが、パートナーシップの導入は、一歩踏み出すきっかけとすることができる。 本制度の導入は、多くのセクシャルマイノリティを支援することにつながると思うが、利用できるサービス等については自治体間で差があるように見受けられるため、導入後の市による民間事業者や市民への働きかけを進めてほしい。</p>	<p>本制度をより有用なものとするため、今後民間事業者等への働きかけや、自治体間での協議を進めてまいります。</p>	D
16	<p>セクシュアルマイノリティに対して否定的な意見もあると思うが、それも意見として許容しながら可能な範囲で格差を縮めたり選択肢が広がる必要があると思う。当事者が自身の存在を訴えることで世論の変化もみられてきたが、次の段階として、さらに世間の許容を広めるためには、法整備の上で存在を訴える事ができるようになるカップルを増やす事だと考える。</p>	<p>本制度が多様性への理解や関心の高まりのきっかけとなるよう、周知を進めてまいります。</p>	D
17	<p>人間は心が大事である。</p>	<p>本制度が、多くの方々の幸せにつながるよう、進めてまいります。</p>	D
18	<p>導入を進めていただき感謝する。 基本方針（案）の「1 趣旨」に記載されている、「現在の婚姻制度を利用することができない方や、容易ではない方」はどういった人を指しているのか。</p>	<p>「現在の婚姻制度を利用することができない方や、容易でない方」につきましては、戸籍上の性別を問わず、実際は互いにパートナーとして認識しているものの、現行法下で関係性を認める婚姻制度を利用できない方々を指しております。</p>	D
19	<p>基本方針（案）の「13 返還」にある「（4）宣誓が無効になったとき」及び「（5）その他宣誓の要件に該当しなくなったとき」はどういったケースを想定しているのか。</p>	<p>「（4）宣誓の無効について」は、申請内容が虚偽であることが判明した場合など、「（5）その他要件に該当しなくなったとき」については、転入予定であったが、3月を超過しても本市へ転入しなかった場合などをそれぞれ想定しております。</p>	D
20	<p>基本方針（案）の「15 利用可能なサービス」について、どんな時に対応してもらえるのかがわからず、不安を覚える。</p>	<p>利用可能なサービスについては、今後民間事業者等への働きかけを行い、サービスをホームページなどでお知らせしてまいります。</p>	D

21	「生きづらさ」という個人の感覚の問題であるような言葉ではなく、はっきりと「制度上の差別があり、社会の根深い偏見があり、それを盛岡市は許さない」という姿勢を打ち出してほしい。これは人権、生命の問題である。自治体職員にも国際人権法を学んでほしい。	本市は「盛岡市男女共同参画推進条例」の中で性別等による人権侵害を禁止しており、本制度においても、すべての人が互いの人権を尊重する社会を目指すというメッセージを伝えてまいります。	D
22	包括的性／セクシュアリティ教育をすべての人が受けられる措置を講じてほしい。若い人が都会に行ってしまうと嘆くのではなく、その原因を真剣に考えるべき。異性婚が当然、子供をつくって当然というような性虐待的な偏見があるから、小さなコミュニティでは生活していけない。	本市では令和2年度から性の多様性等に関する研修、講演会を市職員、教育関係者、市民等へ向けてそれぞれ実施しており、本制度の開始後も引き続き実施してまいります。	D
23	事実婚の男女カップルも対象にすることはよいと思う。同性カップルも異性カップルも対等・平等に扱われる制度設計にしてこそ、多様な性に関する市民の理解もより推し進めることができ、性的マイノリティ当事者にとってもプラスになると思う。	その通り進めてまいります。	D
24	本制度は、「婚姻制度とは別物だが対象カップルを婚姻相当と認める」ものなのか。婚姻相当でないのにそうした扱いを市民等に求めるのは不当であり、反対に婚姻相当なのであれば貞操義務やセックスに応じる義務にも言及すべきであるが、本制度においてそうした義務は想定していないのか。	本制度は、市独自の規定である要綱に基づき実施を予定するものであり、婚姻制度とは別物で法的な効力は生じません。民間事業者等を含む市民等への周知においては、本制度に法的効力はなく、取扱いは事業者等の判断による旨を周知してまいります。	D
25	多様な性のあり方、婚姻制度のあり方、家族のあり方については、昨今とりわけ世間の価値観等の変化の激しい事柄であるため、本制度についても、「3年後を目途に見直し改正する」等、近未来の改正について明記し、より良い方向に発展させていく必要があると考える。	本制度の見直しについては、市民の受け止め方や他都市の状況など考慮すべき事項が様々あり、また制度開始後に課題が生じる可能性も否定できないため、具体的な期限は設けず必要に応じて行うこととします。	D
26	「LGBT（性的少数者）等の困難や生きづらさの軽減を図るため」といいながら、本パブリックコメントが住所・氏名・電話番号必須とするのは矛盾であり、地元で“クローゼット”で暮らしている当事者は意見を送ることができない。本件のようなパブリックコメントにおいては、個人情報記載を任意とするなどの対応をしてほしい。	パブリックコメントは、自治体の基本的な計画等の策定にあたり、寄せられた意見を考慮して意思決定に活かす手続きであり、意見を募集する対象への誹謗中傷の類を防ぎ、市民と行政のパートナーシップの観点から建設的なものとするため、最低限の責任として意見表明者の氏名等を必須としておりますが、今後の検討事項とさせていただきます。 なお、意見表明者の情報については市内部でのみ管理し、公開されることはございません。	D